

『2010年版 出る順行政書士 直前予想模試』の訂正箇所につきまして

2010年11月5日現在

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2010年版 出る順行政書士 直前予想模試』の記載内容につきまして、訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08363『2010年版 出る順行政書士 直前予想模試』

第1回 問題

(p.43) **第1回 問題51** 肢オ【問題】 **NEW!**

オ カルタヘナ議定書とは、生物多様性条約に基づき遺伝子組換え生物が在来種を脅かしたり健康に影響を与えたりすることを防止するための措置を採るべきことを定めており、わが国は**1980**年に締約国となっている。

↓↓↓

オ カルタヘナ議定書とは、生物多様性条約に基づき遺伝子組換え生物が在来種を脅かしたり健康に影響を与えたりすることを防止するための措置を採るべきことを定めており、わが国は**2003**年に締約国となっている。

第2回 問題

(p.42) **第2回 問題52** 肢5【問題】

5 2008年から導入された被扶養配偶者期間の年金分割制度では、離婚した場合に当事者間の合意もしくは裁判所の決定に基づき、標準**給与**月額額の50%を被扶養配偶者に

↓↓↓

5 2008年から導入された被扶養配偶者期間の年金分割制度では、離婚した場合に当事者間の合意もしくは裁判所の決定に基づき、標準**報酬**月額額の50%を被扶養配偶者に

第2回 解答・解説

(p.67) **第2回 問題3** 肢1【解説】

1 **誤**

↓↓↓

1 **正**

(p.116) **第2回 問題52** 肢5【解説】

合に、2008年4月以降の国民年金の第3号被保険者期間にかかる期間について、標準**給与**の月額等の2分の1を被扶養配偶者に分割するものであるが、当事者間の合意や

↓↓↓

合に、2008年4月以降の国民年金の第3号被保険者期間にかかる期間について、標準**報酬**の月額等の2分の1を被扶養配偶者に分割するものであるが、当事者間の合意や

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございません。なにとぞよろしくお願いたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部